

《論 説》

会社の定款所定の目的

金 田 充 広

I はじめに

株式会社は、法人であり準則主義に基づき法の定める手続きに従い設立事務が進められ、最終的に本店所在地において設立登記（会社法49条）が完了すると会社が成立する。設立段階における会社は会社設立のための行為のみを行うことができる。発起人の権限はこれに限定されることになる。会社が法人として成立すると、私権の享有主体として取引関係により権利義務を取得することになる。その場合に会社はどのような取引行為でも行うことができるのかが問題である。

会社は営利獲得を目的とする社団法人であるから、一般的な社団法人や財団法人と同様に目的がある。会社の目的は、定款の絶対的記載事項（会社法27条1号）であり、設立登記事項（同911条3項1号）である。会社の事業活動は、会社の目的の範囲内で行われなければならない。会社の行為がその目的の範囲を逸脱するのであれば、その行為は定款違反である。これに関しては、そもそも会社の行為は定款所定の目的により制限されるのか否かという問題がある。会社法も平成17年法律87号による改正前の商法も定款所定の目的に関する会社の行為の制限を規定していない。会社の目的による制限に関して、学説は、古くから平成18年法律50号による改正前の民法43条が会社に類推適用されるか否かの問題として議論してきた。従来の多数説は、同43条を類推適用し会社の権利能力は定款所定の目的に

よって制限されると解していたが、近時は同43条類推適用否定説の方が多い。最高裁判所の昭和45年判決⁽¹⁾は、会社の権利能力が会社の目的により制限されるか否かという問題に関して、従前の最高裁判例を引用しており、特定の条文の適用ないし類推適用を明確にしていない。また別の観点から会社の目的に関しては、最大判昭和45年その他の裁判例において、会社のする取引行為でない政治献金が争われており取締役の善管注意義務との関連においてもその判断が注目される。さらに最高裁判所の平成8年判決⁽²⁾が、民法上の法人に適用のある同43条の理は会社についても基本的に妥当することを判示している。これは判旨に「適用」という言葉を用いてはいるが、同43条の類推適用を明らかにしていると解することができる。

本稿は、会社の目的に関する判例・学説を概観するとともに、平成18年法律50号による改正前の民法43条はこれを会社の目的に関して類推適用できるか否かという問題で議論されているものの、民法の条文からは適用そのものであるという考え方を否定する積極的理由は見あたらないのではないかというのがその出発点である。私見は、会社の権利能力の目的による制限につき肯定説により、会社の目的に関する一般的な問題としては、目的による制限は民法の条文から当然であると考ええる。

目的による制限を認めると、会社の行為がその目的の範囲か否かということの判断が必ずしも明確ではない場合が出てくるであろうし、会社としては取引が有利であれば目的の範囲内で有効とし不利であれば範囲外であるから無効であるとの主張を招きやすいとの批判が出てくることになるが、たしかにこれには反対しにくい。このことは会社の権利能力は定款所定の目的によって制限されないという考え方につながる。しかしそれでは会社の目的をわざわざ定款に記載することの意味がないのではないかということになる。こうした目的による制限に関する判例・学説の検討、特に制限されるのは会社の権利能力か行為能力かという問題も重要である。

Ⅱ 会社の目的に関する法律の規定

1 法律改正等

(1) 会社法

会社法には、そもそも会社の目的による権利能力ないし行為能力の制限があるのかないのかということが規定されていない。改正前商法⁽³⁾も会社の目的についてその範囲を規定していなかったし、制約を受けるのが権利能力なのか行為能力なのかということも規定していなかった。しかし会社の目的は、次のように会社法の各所において規定されている

定款の記載又は記録事項（会社法27条）、株主による取締役の行為の差止め（同360条）、株主による招集の請求（同367条）、監査役による取締役の行為の差止め（同385条）、監査委員による執行役等の行為の差止め（同407条）、株主による執行役の行為の差止め（同422条）、株式会社の設立登記（同911条3項1号）、その他において規定がある。これら定款所定の目的は、たとえば取締役等が会社の目的を逸脱して行為することによる会社における損害発生を回避するためにその行為を差し止めるための前提となる重要な概念である。それゆえこれら規定の大部分は、その目的の範囲が限定されなければ意味をなさないことになる。また、取締役への報告義務（同382条）は、取締役の行為に定款に違反する事実があるときの報告義務を規定するが、ここで定款には会社の目的が記載・記録されているから同様に目的の範囲が問題となる。

(2) 民法

① 民法は、法人に関して、第一編総則第三章法人として規定している。平成16年の民法改正により、第一編総則・第二編物権・第三編債権の各編についても平仮名・口語体とし、用語を平易なものに改め全体として現代語化⁽⁴⁾が行われた。またこれに伴い民法の全条文について、条見出し及び項番号を付して表記が統一された。平成16年改正前民法35条1項は、「営利ヲ

目的トスル社団ハ商事会社設立ノ条件ニ従ヒ之ヲ法人ト為スコトヲ得」と規定していた。同条2項は、「前項ノ社団法人ニハ総テ商事会社ニ関スル規定ヲ準用ス」である。しかしながら当時の商法52条1項2項が、それぞれ「本法ニ於テ会社トハ商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」、「営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト看做ス」と規定していたことから、結論として、民法と同じ趣旨の規定が商法に定められているということができ、これと別に民法に重ねて同じことを規定する必要はないと考えられ、民法現代語化により同条の規定は削除された。⁽⁵⁾

② 平成18年には、さらに公益法人制度改革関連3法⁽⁶⁾が可決・成立した。その一つである関係法律整備法により、民法の法人に関する規定は大幅に整備された。⁽⁷⁾特に会社の目的に関する民法43条は、一般社団・財団法人法の成立・施行にさいし、関係法律整備法38条により条数を34条として、「三四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定された。さらに民法33条は、見出しを「(法人の成立)」から「(法人の成立等)」に改め、「2 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。」とする一項を追加する改正が行われた。このように平成18年民法改正により、民法33条2項は、営利事業を営むことを目的とする法人を加え、次の条文の34条で法人の目的が法人の権利義務を制限することを規定することにより、営利法人である会社の目的がその権利義務を制限することに関して、わかりやすくかつ疑義の生ずることのないように明らかにしたといえることができる。

2 目的による制限に関する規定の有無

以上のように、民法の改正は、大規模に行われた公益法人制度改革の一

環として行われ、これにより民法の営利法人の目的による権利義務の制限に関する規定が整備された。営利法人である会社は、民法の適用によりその目的の範囲内で権利義務を有することになった。ここで改正前の状況を少し概観しておこう。

民法43条は、「法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と規定しており、これが類推適用ではなく直接に適用されて会社の能力が制限されることになるのではなかろうかということである。同条の見出しが単に「法人の能力」となっていることやその文言からは、同43条は当然営利法人である会社にも適用があると解して差し支えないであろう。

同33条は、法人が民法その他の法律に基づき成立することを規定し、他の法律に規定がないときは一般法である民法の規定が適用される。同34条は、営利を目的としない法人に関する規定であり、営利法人は含まれない。公益法人は、主務官庁の許可を得て設立されることを規定している。他方、会社法及び改正前商法は、いずれも会社設立に関する準則主義を規定しており、会社の目的に関する権利義務の制限は規定していないし、民法の条文を準用していない。準用すべきときは、たとえば会社法制定前の会社の不法行為能力と代表権に加えた制限の第三者に対する関係について、改正前商法78条2項が民法44条1項と同54条を合名会社に準用し、さらに改正前商法261条3項が同78条を代表取締役⁽⁸⁾に準用するとしている。これら民法の規定は、いずれも公益法人の理事に関する規定であるから、改正前商法の会社にそのまま適用はできずしたがって準用しなければならない。こうした中で民法43条は、特に公益法人に限定すべき必然性はない。広く法人一般に適用される。よって改正前商法では、当然準用されていない。この点、会社法は、株式会社の代表取締役に加えた制限の第三者に対する関係と株式会社の代表者の行為による損害賠償責任について会社が責任を負う旨を規定している（会社法349条5項・350条）。もちろん民法43条が当然に

適用されるから、その準用規定はない。

しかしこのような考え方に対しては、民法43条については商法上これを準用する明文がなく、明文がない以上目的による制限はないと解するのは文理解釈として当然である、とする見解もある⁽⁹⁾。また準用規定がないために類推適用せざるを得ないのか、民法を一般法と考えて適用であると解するのは、大きな問題ではなくて要するに目的による権利義務の制限肯定説だとする見方があるかもしれない。しかしここでの関心事は、商法の各種制度と同様に民法の規定が一般法であるから、商法には規定がないので当然民法にある規定が適用条文となることである。それゆえ本来は当該事項に適用条文がないことを前提とする類推適用につきその可否を議論するのはやや奇妙である。後に従来⁽⁹⁾の学説の整理をするが、私見のように民法の適用であると解する説に考え方に近い説も存在する。

Ⅲ 会社の目的に関する判例・学説

1 判例の変遷

会社の目的に関する学説における議論とともに判例の変遷もまた検討対象として重要である。近時の判例は、会社はその目的の範囲内において権利能力を有することは当然のこととしており、問題は次に会社のどのような行為が目的の範囲内のものであるのかということである。判例の解釈は、会社の定款所定の目的によりその権利能力が制限され、目的の範囲内の行為とは、まず定款記載の目的達成に現実に必要な行為であり、さらにその目的を遂行するうえに直接・間接に必要な行為もこれに包含されるものと解する。そして必要か否かは、当該行為が目的遂行上現実に必要であったかということではなく、当該行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないとする。

具体的な問題として、最大判昭和45年において問題となった会社のする政治献金事件が典型例である。会社のなすあらゆる行為が検討対象になり

うることはいうまでもないがこの事件は多くの論点を含むとともに、会社の目的に関して最高裁としての判断を大法廷で明らかにしたものでありその意義は大きいといえることができる。そこで示された会社のなす政治献金が会社の定款所定の目的の範囲内か否かに関する判断は、従前の最高裁判所の判断とともに、その後の判例その他裁判例において重要な指針となるものである。

(1) 判例理論の変遷⁽¹⁰⁾

① 会社の目的の範囲の行為

会社がなし得る行為は、今日では定款に記載の文言に該当の行為だけではなく、目的達成に直接間接に必要な行為もこれに含まれると解するのが判例である。このような解釈により、会社の行為が目的の範囲外となるのはきわめてまれである。それではこのような結論に至る判例の変遷を見ることにしよう。

(イ) 定款に記載された事項に厳格に限定

(i) 大審院は、当初、明治36年判決⁽¹¹⁾において、会社の創業時より尽力してきた者に対する金員の贈与契約を会社の目的の範囲外の行為であると判示するにつき、会社の法定代理人のするその目的外の行為の効力の有無を判定するには、旧商法中には規定がないから民法43条が適用されなければならないとしている。ここでは同43条が規定しているように、会社の目的の範囲外における業務担当社員のなした行為の効力は、かりに会社の名義をもってなされた場合でもその行為は会社に対して効力を有しないと判示している。特になんら限定なしに同43条の適用を摘示していることから、会社の権利義務は、その目的により厳格に限定されるものと解しているといえることができる。このように戦前の古い時期の判例は、同43条の適用を明確にしていた。特別法は一般法に優先するのであるから、商法に規定がない場合は民法が適用される。会社の目的に関しては民法43条が適用されると判示しているのであり、当然のことといえる。

ところで民事訴訟規則192条は、上告理由記載の方式に関して、「…上告において、判決が最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断をしたことを主張するときは、その判例を具体的に示さなければならない。」と規定している。一般的にも、当事者の申し立て事項に対して裁判所が判断をするについては、こうした点に対する判示をもなすべきことになるのではなからうか。そうすると裁判所は、判決をするにつき大審院の判例を含めて、会社の定款所定の目的に関する民法43条の判例拘束性につき判示のうえ現行のような解釈をなすべきことになる。いずれにせよ判例は、従来より議論されていたように、会社の権利義務につき同43条を類推適用するか否かという判断ではなかったことになる。

もっとも一般法である民法の当然適用という考え方に対しては、これもまた当然のこととして規定の形式としては民法の規定は公益法人に関する規定である民法43条が、会社に適用されることにつき具体的理由が示されていないとして、明文の準用規定がない以上、取引関係保護の要請より定款所定の目的による会社の権利能力の制限は否定すべきであるとする見解が主張されるのは容易に予想しうるという指摘がなされている⁽¹²⁾。これら否定説については後に紹介することにする。

(ii) 定款所定の目的に厳格に限定する考え方は、商法制定当初の判例の立場であった。大判明治⁽¹³⁾37年は、銀行の取締役が定款に反してその営業科目に属しない荷為替の保証をした事案につき、定款に定めた目的以外の行為をした場合において、その行為は会社すなわち法人のした行為とならないと判示している。また大判明治⁽¹⁴⁾40年は、銀行取引を営業とする株式会社とする手形の支払保証につき、原判決が目的の範囲内であるとしたのに対して、商事会社はその事業の目的の範囲内においてのみ人格を有するという上告を容れ、手形の支払保証をすることが会社の目的の範囲内か否かは、定款の目的中に包含されるか否かということで定まるものであり、これを

除外していないことから目的の範囲内と判示した原判決は違法であると判示した。

(ロ) 定款記載事項より推理・演繹できる事項および会社の目的達成に必要な事項は、定款に記載していなくてもその目的の範囲にある

その後、大審院は、大正元年判決⁽¹⁵⁾において、銀行のした手形保証につき、銀行業者のする貸付業務には、直接に金銭を融通することを目的とする行為とともに間接に金銭の融通をなすことを目的とする手形債務の保証も包含すると判示し、その前提として、会社の定款は、会社の目的とする事業ならびにその事業の経営に関する条項を定める根本規則であり、簡潔を旨として単に大綱を掲げ細目にはかかわらないのが普通であるとする。そして会社の目的事業の範囲を定めるにさいして、次のように判示する。

「…定款ノ條項ニ則トリ會社ノ目的タル事業性質範圍ヲ定ムルニ當リテハ定款中ニ具體的ニ記載セル文言ノ本來ノ意義ノミヲ標準トシテ之ヲ決スルコトヲ得ス却テ其記載事項ヨリ推理演繹シ得ヘキ事項ハ假令定款中ニ於テ具體的ニ之ヲ指示セサルモ尚ホ其記載事項中ニ包含セラルルモノト推斷スルコトヲ妨ケサルモノトス從テ定款中ニ於テ之ニ相當スル文言ヲ以テ記載セラレサル事項ト雖モ定款中ニ記載セル目的事項中ニ自ラ包含セラレタルモノト認メラレ得ヘキモノハ會社目的ノ一部ヲ成スヘキモノナルノミナラス會社ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項ハ定款中ニ記載セサルモ其目的ノ範圍内ニ於ケル會社ノ業務タルノ性質ヲ有スルモノトス…」

② 会社の目的を達成するために必要な行為

会社の目的には、定款に記載の文言に直接該当する事項のほか、目的を達成するのに必要な行為も含まれる。そこで次に、目的達成に必要な行為は、どのように判断するのかということが問題になる。これに関しては次のような判例の変遷を見ることができる。

(イ) 各場合につき判定すべき事実問題である

大審院は、大正3年判決⁽¹⁶⁾において、会社の目的を達成するために必要か

否かの問題に関しては、法律上一定の標準があるわけではなくて、定款によって定められた会社の目的とその行った行為とを対照して判定すべき事実問題であるとしている。具体的には、毛糸紡績及び毛織物などの製造販売を目的とする会社でも、取引先の破綻を救済することがその取引関係を持続するにつき必要であり、そのためにした手形の裏書につき、会社の目的事業の遂行に必要であるということができると判示する。

(ロ) 行為の外形より観察して目的業務の遂行に必要か否かを判定すべき
大判大正13年⁽¹⁷⁾では、倉庫業、運送業及びこれらに付帯する一般業務を会社の目的とする合資会社の無限責任社員の行為が問題となった。当該社員は、会社の名義で転売を目的として重油の売買を行った。原判決は、これを会社の目的事業の遂行に必要な行為として行われたものではなく、本件売買は会社に対しては無効と判示したが、上告審はこれを破棄差戻した。大審院は、この重油買入の行為が外形より見て会社の目的業務を遂行するに必要な行為たり得るのであれば、その行為は会社の目的の範囲内の行為というべきであるとする。そしてかりに当該社員が内心においてこの重油を他に転売しその損益を自己のものとしようとする意図があっても、それがためにその行為が会社の目的の範囲外であり無効であるとすることはできないと判示した。

(ハ) 目的遂行上現実に必要か否かではなく、行為の客観的な性質に即し抽象的に判断すべき

これが判例の到達点である。最判昭和27年⁽¹⁸⁾は、会社がその所有家屋を売却する行為は、「不動産の保存、その他財産を保存してこれが運用利殖を計ること」という目的遂行に必要であり得る、と判示している。最判昭和30年10月⁽¹⁹⁾は、定款所定の目的が、①一般木工品の製造、②船舶用器具の製造、③埋木の発掘並に加工、④和用家具類の製造並に販売、⑤生糸の製造並に加工販売、⑥統制外物資の斡旋、⑦関係事業に対する投資、⑧前各号に附帯する一切の事業である株式会社が、他人の借地契約上の債務につい

て連帯保証契約をすることは、会社の目的遂行に必要な事項であり、会社の目的の範囲内の行為であるとする。最判昭和30年11月は、生命保険事業を営むことを目的とする会社であつても、時に金員の預託を受けることの如きは、これを客観的抽象的に見て、会社目的の遂行に必要な行為となり得ると解するのが相当である、と判示する。最判昭和33年は、食肉並びに加工品の販売等を目的とする会社が、平素より取引関係のある会社を援助するため、その金銭債務につき自己所有建物にする抵当権の設定、弁済期に弁済しない場合の代物弁済契約、及び賃貸借契約は目的の範囲内の行為であるとする。最大判昭和45年も、後掲のように、会社の代表取締役のした政治献金が会社の目的の範囲内であると判示している。

③ 最判平成8年

会員の税理士が、税理士会が政治資金規正法上の政治団体に対してする政治献金はその目的の範囲外の行為であり、税理士法改正運動の特別資金として会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であるなどとして、特別会費の納入義務を負わないことその他を争った事件である。最判平成8年は、判決理由中において、「…民法上の法人は、法令の規定に従い定款又は寄付行為で定められた目的の範囲内において権利を有し、義務を負う（民法43条）。この理は、会社についても基本的に妥当するが、会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに包含され（最高裁昭和24年（オ）第64号同27年2月15日第2小法廷判決・民集6巻2号77頁、同27年（オ）第1075号同30年11月29日第3小法廷判決・民集9巻12号1886頁参照）、さらには、会社が政党に政治資金を寄付することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為とするに妨げないとされる（最高裁昭和41年（オ）第444号同45年6月24日大法廷判決・民集24巻6号625頁参照）。…」とする。

判旨の表現は、民法43条の規定するところは、会社についても基本的に妥当するとし明文の表現はないが同43条の類推適用を明らかにしたものであり、これにより会社の権利義務が制限されるものと解していると考えてよいであろう。また最判昭和27年及び最判昭和30年11月を引用し、ある行為が会社の目的の範囲内か否かということを判断するにさいしては、定款に明示された目的自体の行為だけではなく当該行為を客観的抽象的に観察して目的の範囲か否かを判断すべきであるとしている。目的遂行に必要な行為の範囲につき従来の判例の立場を踏襲している。

(2) 会社のする政治献金

① 最大判昭和45年

製鉄会社の代表取締役が、自民党に350万円の政治献金をしたことに対し、株主から代表訴訟が提起された事件である。定款所定の目的は、「鉄鋼の製造及び販売ならびにこれに附帯する事業」である。

目的の範囲内の行為につき、判旨は、「…会社は定款に定められた目的の範囲内において権利能力を有するわけであるが、目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限局されるものではなく、その目的を遂行するうえに直接または間接に必要な行為であれば、すべてこれに包含されるものと解するのを相当とする。そして必要なりや否やは、当該行為が目的遂行上現実に必要であつたかどうかをもつてこれを決すべきではなく、行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断されなければならないのである（最高裁昭和24年（オ）第64号・同27年2月15日第2小法廷判決・民集6巻2号77頁、同27年（オ）第1075号・同30年11月29日第3小法廷判決・民集9巻12号1886頁参照）。…会社は、他面において、自然人とひとしく、国家、地方公共団体、地域社会その他（以下社会等という。）の構成単位たる社会的実在なのであるから、それとしての社会的作用を負担せざるを得ないのであつて、ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがないものであるとしても、会社に、社会通念上、期待ないし要請されるものであるか

ぎり、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然になしうところであるといわなければならない。…」としている。

判旨は、要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするに妨げないのである、としている。会社が特定の政党に政治献金することも許容されるべきものとした。判決理由中で、最判昭和27年及び最判昭和30年11月が引用されているが、この2件の最高裁判例はいずれも取引行為に関するものであり、無償行為である政治献金とは異なる。会社のする政治献金については、取引行為に直接的に関わらないことであり検討を要するところである。

これら判旨に関しては、「客観的、抽象的に観察して、」という文言を「諸般の事情を考慮し具体的に観察して、」とあるべきではなかろうかとする少数意見⁽²²⁾、あるいは多数意見が「取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内においてその金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすがときは取締役の忠実義務に違反するものというべきである」と判示することに対して、多数意見が政治資金の寄附に関し、取締役に對し対会社関係において右のごとき忠実義務に基づく厳格な制約を課するにかかわらず、会社自体のなす政治献金について何等かかる制約の存在に言及しないのは、注目すべきことであろうという少数意見⁽²³⁾がある。あるいは、社会通念上期待ないし要請されるものであるかぎりといっても行為の客観的・抽象的性質は、動機・相手方・金額の大小を問わないから、寄附の限界付けには役立たないとする指摘がある⁽²⁴⁾。

学説における政治献金を目的の範囲内とする肯定説は、政治献金が会社の目的の範囲内の行為であるとするを、なんの制約もなく肯定するこ

とに対して躊躇を見せつつ承認しているといえることができる。⁽²⁵⁾これに対して、会社が特定の政党に対してする政治献金は、まず株主の中にその政党を支持しない者がいるとき、多数決で会社財産を政治献金目的に使用できるとするならば、すべての国民が平等に政治意思に参加することと矛盾することが指摘される。⁽²⁶⁾さらには公益との関係において会社はその行為をなしえないのであるから、会社の営業に都合がよいか役立つということで政治目的の出捐が肯定されるものではないとする見解がある。⁽²⁷⁾そのことから公序良俗に反し私法上の効力を否定されるべきであるとする。あるいは本件第1審判決と同様に、会社の行為を取引行為と非取引行為に分け、取締役のなした政治献金は非取引行為として定款違反かつ忠実義務違反の行為であるから、取締役は会社に対して損害賠償責任を負わなければならないとする見解がある。⁽²⁸⁾

② その他裁判例

名古屋高金沢支判平成18年は、「…会社における目的の範囲内の行為とは、定款に明示された目的自体に限定されるものではなく、その目的を遂行する上に直接又は間接に必要な行為であればすべてこれに含まれるものであり、会社が政党又は政党資金団体に政治資金を寄附することも、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためにされたものと認められる限りにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為というべきである（最高裁昭和45年大法廷判決参照）。…」と判示する。

本件において取締役は、会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、この範囲を越えて不相応な寄附をした場合には取締役の会社に対する善管注意義務違反となるとして、最大判昭和45年を参照したが、本件政治資金の寄附は合理的な範囲内にあるというべきであり、不相応な寄附とまではいえないとして、取締役の善管注意義務違反があったと

いうことはできないと判示している。

その他当該政治献金につき、裁判所は、原告主張の事項に関して慎重に判断すべき注意義務及び政治献金を中止すべき注意義務に対する違反、経営判断に対する善管注意義務違反などに関する判断をしておりいずれも義務違反はないとしている。原審は、被告に対する損害賠償請求のうち一部を取締役の善管注意義務違反を理由として認容しその余の請求を棄却している。取締役の善管注意義務違反の責任については、利益供与等の具体的法令違反の場合以外は、取締役の経営判断の原則の適用により取締役の裁量が尊重されることになり、個々具体的な審理により慎重に判断されなければならないことは当然のことである⁽³¹⁾。本件においても、原告は無償の利益供与が営利の目的に違背することを主張しているが容れられていない。もちろん株主の権利行使に関して利益供与が行われるのであれば法令違反になるであろう（会社法970条）。

2 学説

商法の文献の多くにおいては、大きく分類すると会社の目的に関する民法43条の類推適用の可否の問題として把握されてきている。また同43条は、同趣旨の規定として平成18年改正により34条として規定が置かれており、改正民法33条により営利事業を営む法人にも民法の規定の適用のあることが疑義のないように明文化されており、同34条は営利法人である会社に適用がある。そこで次に従来論争にあるように民法43条が会社に適用されるか否かという把握の仕方、類推適用肯定説、同否定説及びそれ以外の説も簡単に概観しておくことにしよう。

それとともに、民法43条は権利能力の規定であるのか行為能力の規定であるのかということは、改正民法34条のもとにおいてもやはり問題となるのであり、この点若干の検討を試みることにしたい。そのさい民法43条を適用または類推適用するにせよ改正民法34条を適用するにせよ、この問題との有機的な関連があるのでそれと切り離して議論することができないこ

とは当然のことである。

(イ) 民法43条類推適用肯定説

これら学説を概観すると、民法の規定の精神であるとか、当然である、あるいは判例の立場としてはそうであるとして民法43条の規定の類推適用を肯定している。

民法43条の規定の適用が会社にもあるか否かにつき、同43条の規定の精神が会社についても変わりはなく適用され、会社の目的によりその権利能力が制限されるとする説がある。⁽³²⁾そして目的により会社の権利義務が確定されるとする場合に生ずる取引安全の観点からする不都合を次のように説明する。「会社理事者（または支配人）は目的の範囲外の行為をしておきながら、成功して利益が挙げればそれを不問に附し失敗して損失を被れば目的の範囲外のことをしたという抗弁をだして自分のした取引の無効を主張し善意の第三者に不測の損害を被らしめることがある。しかしこの場合に会社の目的は登記によって公示せられているから、第三者は民法117条によって理事者に責めを問う以外に道がないのは止むを得ない。理事者（または支配人）の越権行為の結果を一般社員に帰せしめることの不当なのは言をまたないのである。会社の目的による権利能力の制限は英米法における「権限踰越」(ultra vires) の法理と同様に社員が投資した財産の保護を主眼とするものである。」という。

あるいは「会社法の解釈としては、定款に定める会社の目的は権利能力の制限をなすという立場、即ち会社法は民法第43条の類推適用があることを当然の前提としていると解することが、わが民商法を綜合する解釈論としては、妥当であるという結論になる」として当然適用であると解する考⁽³³⁾え方がある。そこで考慮されているのは、立法者意思や商法の組み立てである。⁽³⁴⁾立法者意思を別にしても、民法および改正前商法の条文を見るならば、民法の規定が会社に直接適用されることにつき妨げがない⁽³⁵⁾と考えられるから、次のような民商法の組み立てに着目した解釈であり適切であろう

と思う。

すなわち改正前商法は、取締役の代表権の制限に関して民法54条⁽³⁶⁾を準用するのみであり（改正前商法261条3項・78条2項、民法54条）、定款に関する法的意義を定めていないなど、会社の目的につき公益法人と全然異なる特別の法的意義が規定されているとする解釈は、実定法の合理的解釈として不可能であり、同43条を準用しなかったのは、同43条を当然の事理として予定していたと解するのが素直であるとする。

あるいは判例の現状をもって正当であると解する説⁽³⁷⁾がある。判例の観察から、民法43条の規定は公益法人に適用がありその権利能力が目的により制限されるが、会社の場合は古い判例⁽³⁸⁾を別にすれば目的による制限を認めないのがほとんどであるとして、判例の立場に同調している。ここでの分析は、目的による制限は著しく制約されているので、目的による制限を認めつつ、目的による権利能力の制限はないというふうに実質的判断を介してその結論としている。

学説においては、能力外の理論により、会社の目的によって会社の権利能力が制限される結果、取引社会において無数に存在する会社の行為につき、目的による制限を認めることは取引安全を害する結果となるところから、基本的には会社の目的によりその権利義務の範囲を限定するのは不適切であるとする見解がある。これに対してその理由を前提に、目的による制限を廃棄すべきであるというのではなく、目的による制限を認めつつその範囲を広く解して取引の安全を図ろうとする。よって目的による制限はないに均しいと解しているのである。

この説は、民法の規定が直接に適用されるからというのではなく、会社の権利能力がその目的の範囲内に限定されることは当然であるから、これと同趣旨のことを規定する民法43条が適用されるところとする近時の判例の考え方を基本とする。そのように解する類推適用説である。またどのような権利が法令により制限されるのかという考え方があって、法令の規定すると

ころにより制限されるのは改正前商法55条が規定するように、他の会社の無限責任社員となり得ないということが法令による制限の一つであるとしている。

(ロ) 民法43条類推適用否定説

目的による制限に関する通説・判例の立場に対して、会社が目的外の行為をした場合の不都合を強調することにより目的による制限を廃棄すべきとする説⁽³⁹⁾がある。

ここでその基礎となっている考え方は、「定款所定の目的と会社の事業が複雑多岐にわたり、したがって目的の内外の判断が困難なこと、登記されていてもいちいちそれを見ることは実際上不可能であること、それらを奇貨として会社は目的外の行為を行い、成功すればそのまま利益をおさめ、損失を蒙れば効力を否定するという濫用が行われやすいこと、目的外の行為により会社、ひいては社員が損失を招いても、それは機関の選任ないし監督を誤った社員が悪いのであって、会社が社員の私益のための存在にすぎない以上（この点公益法人ならば違った考えも成り立ちうるが）、取引の相手方を犠牲にしてまで社員を保護する必要がない」ことである。

あるいは、会社の目的は、その権利能力の範囲を制限するものではなく、ただ取締役および取締役会等の会社機関の行動範囲についての義務を定め、これに反する取締役等の賠償責任（改正前商法266条1項5号）または少数株主による解任事由（同257条3項）を生ずるのに止まるのである、とする説⁽⁴⁰⁾がある。比較法的観点、判例研究その他次の理由を挙げる。

一つには、会社の目的外の行為は無効であることから、目的外の行為をしておきながら、自己に有利なときはそのまま取引行為を前提とし、取引が自己に不利益なときは、これを目的外であるからその行為は無効で会社は責任を負わないという主張を許すことは正義衡平に反するというものである。そして民法43条については商法には本条を準用する明文がないということである。すなわち明文がない以上目的による制限はないと解するの

は文理解釈として当然であるという。

そのほかに会社の権利能力が定款所定の目的により制限されないとする説には、一般に法人の目的とその権利能力との関係の問題は、この問題の法的処理に関連のある諸利益を比較衡量し、それらの諸利益をどのように調整することが妥当であるかという見地から決定せられねばならないとする説⁽⁴¹⁾がある。そこで考慮されている諸利益とは、株主の利益であり会社と取引をする第三者の利益である。そして前者の保護は株主の差止請求権（改正前商法272条）や目的の範囲外の行為によって会社に損害を加えた取締役の会社に対する損害賠償責任（同266条）のような会社の内部関係に関する制度に委ねる程度にとどめるのが適当であるとする。

特に、近時のわが国の社会生活において会社は實際上極めて広い範囲において多数の取引をなさざるを得ないという事情を考慮すれば、右の2つの利益のうち後者の保護に重点をおき、会社の権利能力はその定款所定の目的によって制限せられないとし、しかも商法は民法43条を会社に準用する規定をおいていないから、現行法の解釈論としても、同条の原則は公益法人に特有なものと考え、会社の権利能力は定款所定の目的によって制限されないと解している。

あるいは、目的の範囲内における法人格というのは当然のことであるとし、会社の権利能力を画するものとしての目的とは営利の目的であり、定款所定の目的は営利目的達成の手段であり、会社活動に対する制約として、各会社機関の行動範囲を制限するものであるとする説⁽⁴²⁾がある。そしてその目的外の行為は会社機関の踰越行為（専断的行為）として、超権代理（民法110条）に服すべき事項であるとする。そして商法9条による悪意擬制は定款所定の目的の範囲に限定されるとする。民法43条は公益法人に関する規定であるから会社には適用がないという。

あるいは代表機関の内部的制限を定めたものであると解する説⁽⁴⁴⁾がある。会社機関の行動範囲を内部的に制限すると解するわけである。

3 権利能力の制限か行為能力の制限か

平成18年の民法改正により、営利法人である会社はその目的の範囲で権利を有し義務を負うことが、その規定より明らかになり（改正民法34条）、目的による制限を否定する解釈はその余地がなくなったといえよう。

そこで次に会社の目的による制限に関して問題となる事項につき若干の検討をすることにしよう。その場合においてもまず民法43条類推適用説に関しては、類推適用しなければならないような規定の欠缺はないのではないかということであり、これはすでに述べたところである。また法人の能力に関する同条の適用・類推適用及び改正民法34条の適用において、目的により制限されるのは会社の権利能力か行為能力かということである。判例は、民法43条を類推適用して目的により権利能力が制限されるとする。学説においても適用または類推適用を前提として権利能力が制限されると解するのが従来の通説である。⁽⁴⁵⁾ もっとも近時は、改正民法34条が営利法人たる会社の能力が目的により制限されることを定めるに至ったが、民法43条の適用または類推適用を否定しつつ、会社の権利能力は目的により制限されないとする説が有力になりつつあった。⁽⁴⁶⁾ 同43条の適用または類推適用がないとする説によると、同43条が権利能力に関する規定なのか行為能力に関する規定なのかは、会社の目的に関する問題としては特に重要ではないことになる。

「法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。」と定める民法43条が、権利能力の規定か行為能力の規定かということは条文からは必ずしも明らかではない。権利能力については、同3条1項は、「私権の享有は、出生に始まる。」と規定しているのであるから、自然人は当然その権利義務の主体たり得ることは当然である。それとともに今日における資本主義社会、取引社会においては、自然人とともに法人特に会社もまたその性質に反しない限り私権の享有主体であることは否定できない。そして行為能力も、意思表示を

要素とする法律行為によりその効果として権利義務関係を生じそれを享有する権利者義務者たり得る能力であるから、同43条の規定の文言からはいずれとも解しがたいのである。そこで本条の解釈が重要になる。また同趣旨を規定する改正民法34条が平成20年12月1日より施行されることにともない、民法43条及び改正民法34条の解釈はますます重要な意義を有する。

(1) 権利能力制限説

民法43条の立法者意思⁽⁴⁷⁾はどのようなものであったのかを見ると、起草当時の条文(45条)は、「法人ハ法令及ヒ定款若クハ寄附行為ニ因リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ於テ獨立シテ權利ヲ有シ義務ヲ負フ」であった。参照条文は、商法⁽⁴⁸⁾73条、民訴14条その他法令と英米の判例である。その理由は、「法人ハ固ト法律ノ創設ニ係リ或目的ノ為メニ存スルモノナルヲ以テ其權利能力モ法律ノ規定及ヒ其目的ノ範圍内ニ於テノミ存シ其限界以外ニ於テハ法律上ノ存在ヲ有スルコトナシ特別法ニ因リテ特ニ創設セラレタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其規定ニ因リテ定マリ一般法若クハ特別法ノ一般規定ニ從ヒテ設立シタル法人ノ權利義務ハ主トシテ其定款若クハ寄附行為ニ依リテ定マルモノナリ…中世以來往々法人ノ擬制ヲ不當ニ擴張シ法人ハ自然人ニ均シキ能力ヲ有スルモノナリトシタレトモ近世ニ至リテハ法人ハ限定能力ヲ有シ其能力ハ其設立ノ目的ニ因リテ限界セラルルモノナリトノ説ハ殆ト疑ヲ容ルル者ナキニ至レリ故ニ法人ノ行為ニシテ其設立ノ目的ノ範圍外ニ在ルモハ謂ユル越權行為ニシテ (ultra vires) 之ヲ無効トスヘキヤ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ」とある。民法修正案理由書も全く同じ理由を述べる⁽⁴⁹⁾。

法人の権利能力は、法律の規定およびその目的の範囲内においてのみ存在すると説明していることからすると、会社は商法の規定に基づき設立されているのでその規定に基づき権利能力が制限されると考えられていたといえる。特別法にもとづき設立された法人については、その権利義務の範囲はその規定により定まり、その他法令の一般規定により設立

された法人の権利義務はその法人の定款または寄附行為によって定めるとしている。

また中世以来、法人擬制説に基づき、すなわち本来法律関係における権利義務の主体たり得るのは自然人のみであり、法人は自然人に擬制された存在であるとする見解を前提として、法人は自然人と同じ権利能力を有すると解されることもあったという。近世においては、法人の能力は一定の範囲に限定されるべきであると解され、その範囲は会社の目的により定めるとし、目的外の行為は越権行為として無効とすべきであるとする。このような立法者意思を基礎にすると、やはり改正前商法や現行の会社法のもとでも会社の権利能力が定款所定の目的により制限されると解すべきであろう。

(2) 行為能力制限説

この説に対しては、法人実在説の考え方にに基づき、法人が独立の人格者として権利を有し義務を負う行為主体であることを前提とする見解が主張⁽⁵⁰⁾されていた。すでにこの見解が主張されていたころは判例⁽⁵¹⁾においても目的の範囲を広く解し目的達成に必要な行為もなしうるとする考え方が定着していた頃である。その主張するところは、法人の性質上または法令の規定上有しえない権利や義務でない限り、広くいかなる権利義務もこれを有するとする。すなわち法人が有しうる権利義務それ自体については、特にその目的による制限を認めるべき理由がないとする。そこで民法43条の規定が何に関する規定であるのかということに関しては、この規定を法人の活動範囲を個々の目的にしたがって限定しようとすることにつき規定していると解している。すなわち法人の行為能力に関する規定であると解するのである。

この問題に関しては、同条の規定が権利能力の規定であるとする、法人の享有しうる権利の種類を定めたことになるが果たしてそうかという疑問を解くことから論ずる⁽⁵²⁾説がある。法令の規定で法人の享有する権利能力

の種類を制限することになる規定はないことと、法人だからといって権利の種類に制限を加えることは適当でないとし、次のように解釈を展開する。「…目的の範囲内に於いて権利を有し義務を負う」という文言は、法人の享有しうる権利の種類がその法人の目的によって制限されるのではなく、範囲内の行為によって権利を有し義務を負うと解するほうが適切だという。すなわちこの規定は法人の行為能力を規定したものであると解するのである。そして行為能力の範囲も取引安全の観点からこれを広く解し、法人の構成員、株式会社であれば株主の保護に資するものであると考えている。そこではさらに法人を考えるにさいしては、基礎となる社会的事実があって法律がその理想に従ってこれを取り上げた制度であるとする。社会的事実としての法人学説としては、法人实在説によるものであろう。⁽⁵⁴⁾

あるいは目的による権利能力の制限に対して、法人の責任に関する民法44条⁽⁵⁵⁾の説明がつかないという疑問から出発する考え方がある。他人に損害を加える行為が法人の目的の範囲内の行為とはいえないから、理事等が第三者に加えた損害をなぜ法人が賠償しなければならないのかというのである。不法行為はこの条文で特別の規定をしているとしても、不当利得の場合もこれを会社の目的とする会社は存在しないのであるから、会社は不当利得返還義務を負わないことになるのかという疑問が生ずる。そして法定義務は、「…法令の規定に従い…義務を負う。」ということであれば、不当利得は特別の規定がないのに不法行為に関する規定のみが存するのではないかということになる。このように考えるならば、目的による権利能力の制限はないと解することになる。⁽⁵⁶⁾ 以上のような解釈論とともに、目的により権利能力が制限されるとするのであれば、目的外の行為の効力はただちに無効であるということになり、取引安全を害することになるという指摘もある。⁽⁵⁷⁾

(3) 法人の行為能力

法人には行為能力がないとする説⁽⁵⁸⁾もある。当然会社も行為能力がないと

いうことになる。人間の場合は行為能力が問題となるが、法人の場合は法律上の創造物であるから、そもそも自分で法律行為をすることはできないことを出発点としている。法人の行為を考えるにさいしては、機関の行為を前提としなければならない。代理人の行為が必要になるわけである。人間でいうと赤ん坊と同じであるということである。またこの説によると、理事等がしたどの範囲の行為によって、法人に権利義務が帰属するかということが、一般にいわれている法人の行為能力の問題である。これはまず民法43条の規定により制限される。

しかしながらこのように会社の行為能力を基本的に認めない考え方に対しては、会社その他法人はすべて生まれながらの成年者であるとする見解⁽⁵⁹⁾が存する。団体は行為するために存在するのであって、単に存在するために存在するというものではないという。すなわち会社は法的人格者として権利能力と同時に行為能力を有すると主張する⁽⁶⁰⁾。

IV おわりに

(1) 会社法は目的による会社の権利義務の制限を規定していない。その目的に関する規定は会社法ではなく民法の規定により定まることになる。目的による権利義務の制限については民法43条の類推適用の有無として従来論争が多くなされているが、会社は同43条そのものの適用によりその権利義務が目的の範囲に限定されることが明らかであるということについてすでに見たとおりである。そして改正民法33条・34条のもとにおいても、営利法人である会社の権利義務がその目的により制限されることを明らかにしている。文言上疑義の生ずることのないよう明らかになったことができる。

会社の権利義務関係を目的の範囲に限定するという考え方は、会社が一定の目的の下に設立された社団法人であることからすると、会社の権利義務関係は当然その目的の範囲に限定されるはずである。ここで法人擬制説

によると、法人であることからする属性として親族相続法上の権利義務は取得し得ないとしても、自然人と同じ権利義務を有すると解することになるであろう。しかしながら他方において、法人は社会的な実在であるという観点を強調し、そこで社会的関係において特に取引社会における重要な行為主体として企業活動をするのを考えるのであれば、やはり法人であることから一定の制約はあるが自然人と同様の権利義務関係の帰属主体ということをも想定しうるのである。しかし法人である限り目的の範囲の権利義務関係ということが前提にされなければならないのであるから、法人学説によりいずれの説に立てば目的による法人の権利義務関係を画することになるという論理的関連性がかならずしも密接であるということとはできない。

(2) 会社の目的による制限は権利能力と解すべきなのか行為能力であるのかという問題があるが、そもそも会社は法律による創造物であるから自ら行為することができない。会社には行為能力がないことになるはずである。しかし機関の行為による会社の行為としてこの問題を取り扱うのは特に妨げがないのではなかろうかと思う。そして会社の行為により会社の権利義務関係が目的の範囲に制限されるのであれば、会社の行為能力も自ずとその範囲に制限されることになる。さらに商取引社会においては、取引関係から第三者が不測の損害を被ることのないようにという、取引関係の保護ということが商法の特色かつ課題である。

そこで法人の権利義務関係が、会社の目的外の行為は無効であることから、目的外の行為をしておきながら、自己に有利なときはそのまま取引行為を前提とし、取引が自己に不利益なときは、これを目的外であるからその行為は無効で会社は責任を負わないという主張は信義則上許すべきでないということになる。判例は、商法制定時の頃から現在に至るまで目的の範囲を拡張してきた。そこではこうした取引安全が考慮されていることによるものであることは疑いないであろう。会社の目的の範囲に関する判例

の変遷に関してすでに見たように、初期の定款に記載された事項に厳格に限定するという解釈から、現在では定款所定の目的達成に直接・間接に必要である行為にまで拡大し、必要か否かは行為の客観的な性質に即し、抽象的に判断することとして、判例において定款所定の目的の範囲外と判断されることはほとんどなく、定款所定の目的による権利能力の制限は実質的に廃棄されているのと変わらないと評されるぐらいである⁽⁶¹⁾。この状況は改正民法34条の規定によっても同じである。

- (1) 最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁。以下、「最大判昭和45年」という。八幡製鉄所政治献金事件の上告審判決である。
- (2) 最判平成8年3月19日民集50巻3号615頁。以下、「最判平成8年」という。
- (3) 会社法（平成17年法律86号）制定にともなう法律改正（平成17年法律87号）前の商法をいう。以下、「改正前商法」という。
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成16年法律147号）。
- (5) 法務省民事局参事官室「民法現代語化案補足説明」（平成16年8月4日）参照。
- (6) 2006年5月26日の第164回通常国会参議院本会議で、行政改革推進法などの関連5法案の採決が行われ可決、成立した。5法案とは、①行政改革推進法案、②・③・④公益法人制度改革関連3法と⑤公共サービス改革（市場化テスト）法案である。

そのうち公益法人制度改革関連3法とは、次の法律である。②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）」（以下、「一般社団・財団法人法」という。）、③「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）」（以下、「公益法人認定法」という。）及び④「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律50号）」（以下、「関係法律整備法」という。）である。法人制度の改正は、明治29年の民法制定以来約110年ぶりのことである。公益法人認定法及び関係法律整備法は、いずれも一般社団・財団法人法施行の日（平成20年12月1日）から施行される。

公益法人制度改革関連3法は、従来の公益法人である社団法人や財団法人が官僚の天下り先となっており、またこれら法人に関する不祥事が発生し社会問題となることも少なくないことから、これらを中間法人とともに公益性を

- 有する非営利法人と一般的な非営利法人とに分離することにより対処することになった。すなわち従来の公益法人と中間法人は廃止され、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人を認定する公益認定等委員会による公益法人制度が新たに創設され、一般社団・財団法人法により登記のみで法人が設立できる制度が創設された。従来、中間法人法のもとで設立されていた、同窓会、同好会、各種団体は、一般社団法人へ移行することになる。
- (7) 関係法律整備法38条により民法（明治29年法律89号）の一部改正が行われた。関係法律整備法による改正後の民法を「改正民法」という。改正前の民法は、そのことを特に明らかにする以外は以下単に「民法」という。
 - (8) 改正前商法147条は合名会社に関する規定を準用しており、また会社法の施行とともに廃止された有限会社法では同32条が商法78条を準用していた。
 - (9) 高島正夫「会社の能力の目的による制限」民商法雑誌47巻4号37頁（1963年）、田中誠二『再全訂 会社法詳論 上巻』78頁（1982年）。
 - (10) 大隅健一郎「会社の権利能力の範囲」大隅健一郎ほか『総合判例研究叢書 商法（2）』1頁（1957年）、北沢正啓「会社の政治献金」上柳克郎ほか編『会社法演習Ⅰ 総論・株式会社（設立・株式）』1頁（1986年）など参照。
 - (11) 大判明治36年1月29日民録10輯102頁。
 - (12) 石井照久「会社の権利能力 - 目的による制限を中心として -」法学協会雑誌76巻2号175頁（1959年）。
 - (13) 大判明治37年5月10日民録10輯638頁。
 - (14) 大判明治40年10月12日民録13輯99頁。
 - (15) 大判大正元年12月25日民録18輯1078頁。
 - (16) 大判大正3年6月5日民録20輯437頁。
 - (17) 大判大正13年2月7日民集17巻50頁。
 - (18) 最判昭和27年2月15日民集6巻2号77頁。以下、「最判昭和27年」という。
 - (19) 最判昭和30年10月28日民集9巻11号1748頁。
 - (20) 最判昭和30年11月29日民集9巻12号1886頁。以下、「最判昭和30年11月」という。
 - (21) 最判昭和33年3月28日民集12巻4号648頁。
 - (22) 最大判昭和45年における大隅裁判官の少数意見。
 - (23) 最大判昭和45年における松田裁判官の少数意見。
 - (24) 西原寛一「判批」民商法雑誌64巻3号133頁（1971年）。
 - (25) 北沢・前掲註（10）4頁以下、鈴木竹雄「判批」会社判例百選（第5版）8頁（1992年）、大隅＝今井・会社法論 上巻〔第3版〕32頁註（2）（1991年）など。特に鈴木・前掲9頁は、判旨が、まず政治献金をすることが会社に社会

通念上期待ないし要請されるものであるからとし、次に、社会的作用に属する活動をすることが、企業体としての円滑な発展をはかるうえに相当の価値と効果があるとする理由を展開して目的の範囲内の行為としていることに対して、前者の理由は行き過ぎであり後者の理由こそが決定的であるとする。

- (26) 西原・前掲註(24) 139頁、富山康吉・現代商法学の課題118頁(1975年)、河本一郎・現代会社法<新訂第3版>76頁(1986年)。
- (27) 富山・前掲註(26) 123頁・126頁。
- (28) 服部栄三「判批」商法の判例 第3版12頁・13頁(1977年)。
- (29) 名古屋高金沢支判平成18年1月11日判例時報1937号143頁、資料版商事法務262号293頁、金融・商事判例1263号20頁、<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/4152075283641E17492571030022948F.pdf> 参照。
本件は上告されたが、最高裁判所は、被告の損害賠償を認めた一審判決を取り消して原告の請求を棄却した控訴審判決に対する上告を棄却し、上告受理申立てを受理しない決定を行った。最決平成18年11月14日資料版商事法務274号192頁参照。
- (30) 福井地判平成15年2月12日判例時報1814号151頁、資料版商事法務238号175頁。
- (31) 河本・前掲註(26) 71頁、近藤光男「会社の寄付と取締役の善管注意義務〔上〕」商事法務1662号6頁(2003年) 参照。
- (32) 田中耕太郎『改訂 会社法概論 上巻』58頁(1955年)。
- (33) 石井・前掲註(12) 183頁。
- (34) 石井・前掲註(12) 181頁・182頁。
- (35) 法令による権利能力の制限とともに、その行為能力もまたこの範囲に制限されるとする説は、民法43条の規定するところであることを認めたものである。大隅=今井・前掲註(25) 29頁・30頁。
- (36) 改正民法は、社団法人および財団法人の代表理事の代表権限およびその制限に関する規定を一般社団・財団法人法に規定した(同77条4項5項・197条)。
- (37) 松田二郎・会社法概論25頁・26頁(1968年)。松田説は、最大判昭和45年少数意見として展開されている(民集24巻6号636頁以下参照)。「理論的に考察するとき、「定款所定の目的の範囲」と「権利能力の範囲」とは、本来別個の問題であるべきであるが、わが国の判例がかかる理論に泥むことなく、法人は「定款所定の目的の範囲内」において「権利能力」を有するものとし、会社についてはその目的の範囲をきわめて広く解することによつて、会社の権利能力を広範囲に認めて来たことを、私は意味深く感じ、判例のこの態度に賛するものである。」と主張する。

- (38) 前掲註 (13) 大判明治37年を引用している。
- (39) 鈴木竹雄＝竹内昭夫会社法〔新版〕10頁以下（1987年）、なお竹内昭夫「会社法における Ultra Vires の原則はどのようにして廃棄すべきか」『会社法の理論Ⅰ』135頁（1984年）、同『新版 注釈会社法（1）』98頁以下〔上柳克郎ほか編〕（1985年）参照。
- (40) 田中・前掲註（9）76頁。
- (41) 上柳克郎「会社の能力」『会社法・手形法論集』40頁（1980年）。
- (42) 山口幸五郎・会社法概論10頁（1988年）。大森忠夫・新版 会社法講義18頁以下（1964年）。大隅裁判官（最大判昭和45年の少数意見）は、会社の権利能力はすべての会社に共通の営利目的の範囲内で認められるとともに、これとは別に法人たる会社の社会的実在たることに基づく権利能力が認められるべきである、として権利能力の基準を明示している。この見解によれば、政党に対する政治献金はこの観点から認められた、通常の取引行為とは次元を異にする権利能力の問題であり、当然それが相当の範囲を逸脱したものであれば制限されるとする。
- (43) 山口・前掲註（42）10頁では、会社法の制定にともなう改正前の条数で「商法12条」とある。
- (44) 龍田節・会社法〔第10版〕48頁・49頁、50頁註（a）（2005年）、前田達明・民法判例百選Ⅰ〔第5版 新法対応補正版〕25頁（2005年）。改正前商法261条3項・78条、民法54条を根拠とする。
- (45) 大隅健一郎「會社の権利能力の範圍」民商法雑誌1巻1号105頁（1935年）、田中・前掲註（32）58頁、松田・前掲註（37）26頁、石井・前掲註（12）183頁、権利能力を制限したものではないとする説として、高島・前掲註（9）38頁。
- (46) 田中・前掲註（9）76頁、上柳・前掲註（41）40頁、山口・前掲註（42）10頁、龍田・前掲註（44）48頁など。
- (47) 法務大臣官房司法法制調査部監修「民法主査會第十六回議事速記録（明治二十六年十二月八日）」『日本近代立法資料叢書13 法典調査會 民法主査會議事速記録 民法第一議案 法典調査會 民法決議案』458頁（1988年）。
- (48) 明治23年4月26日法律32号として公布された旧商法73条である。「会社ハ特立ノ財産ヲ所有シ又獨立シテ權利ヲ得義務ヲ負フ殊ニ其名ヲ以テ債權ヲ得債務ヲ負ヒ動産、不動産ヲ取得シ又訴訟ニ付キ原告又ハ被告ト為ルコトヲ得」と規定していた。
- (49) 民法修正案理由書「第九議會衆議院民法修正案委員会速記録」12頁・13頁（1896年）。

- (50) 末川博「法人の権利能力と行為能力との範圍」判例民法の理論的研究第1巻7頁(1942年)。
- (51) 末川・前掲註(50)の評釈にかかる大審院判決(大判昭和15年2月20日民集19巻200頁)は、公益法人である漁業組合連合会のする当該行為が同連合会の目的事業を達成するのに必要かつ相当な行為として有効なものと解するを妥当とすると判示している。
- (52) 我妻栄・新版民法案内Ⅱ89頁(1978年)。
- (53) 改正前商法55条、廃止前有限会社法4条参照。
- (54) 我妻・前掲註(52)93頁では、「その社会的事実、社会的有機体ともいふべき実体であるというギールケの説は、法人の行為という実質を認めさせ、その範圍を広げることになるであろう。」とする。
- (55) 改正民法は、社団法人および財団法人の代表者の行為についての損害賠償責任に関する規定を置かず、一般社団・財団法人法がこれを規定した(一般社団・財団法人法78条・197条)。改正前商法261条3項・78条2項、民法44条参照。なお会社法350条は代表者の行為についての損害賠償責任に関して規定している。
- (56) 星野英一・民法概論Ⅰ(序論・総則)130頁・131頁(1987年)、前田達明「法人の権利能力・行為能力・不法行為能力(2)」法学教室110号56頁(1989年)。
- (57) 前田・前掲註(44)25頁。
- (58) 星野・前掲註(56)131頁。
- (59) 服部栄三「會社の権利能力・行為能力及び不法行為能力」『松本先生古希記念 會社法の諸問題』99頁(1951年)、同・会社法通論第四版10頁・11頁(1991年)。
- (60) 服部・前掲註(59)101頁は、もっとも一般的に法人の目的は権利能力・行為能力いずれの範圍を限定するのかということについては、権利能力というより行為能力の範圍であるとする。
- (61) 鈴木=竹内・前掲註(39)12頁[註5]、加美和照「定款所定の目的と会社の権利能力」北沢正啓・浜田道代編『商法の争点Ⅰ』27頁(1993年)など参照。